

答申第71号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月20日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成27年度、市本庁舎3階相談室で実施された弁護士による法律相談（面談）をした人の氏名、住所、相談内容、応対した弁護士の氏名、住所のわかる文書。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

弁護士による相談受付票（兼）実績報告書

(3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月20日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件公文書に記載された相談者の住所、氏名、電話番号及び相談内容は個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別され、又は識別され得る。

弁護士の住所については、公文書として作成及び取得していないため不存在。

(4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

津市長前葉泰幸が「偉そうに部分開示決定にしてわんわん指さしてやっているんだから」本件部分開示決定は無効である。

4 実施機関の不開示理由説明

弁護士による相談受付票（兼）実績報告書の記載事項のうち、相談者個人

の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び相談内容は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもので、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため非開示とした。

弁護士個人の住所については、取得していないため、公文書として不存在である。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書を部分開示とした決定が適正であるか否かについて争っていることから、当審査会は、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。

本件公文書には、相談日時、申込者氏名、住所、電話番号、FAX番号、職業・勤め先、勤め先電話番号、相談内容（相談要旨、相談内容及び弁護士回答）及び弁護士氏名の項目が記載されている。このうち、申込者氏名、住所、電話番号、FAX番号、職業・勤め先及び勤め先電話番号については、個人に関する情報であることが明らかであり、条例第7条第2号に該当すると認められる。次に、相談内容（相談要旨、相談内容及び弁護士回答）についてであるが、当該項目は、申込者の抱える個別の諸事情が記載されているものであることから、特定の個人が識別され得るものが含まれる場合がある。したがって、当該項目は条例第7条第2号に該当すると認められる。

(2) 弁護士個人の住所が記載された公文書の有無について

弁護士による法律相談は、弁護士による法律相談業務委託として津市と弁護士との間で委託契約を締結しているものである。当該委託契約書の契約相手方の所在地欄には、弁護士事務所の所在地が記載されており、仕様書その他においても弁護士個人の住所と思われる記載は認められない。また、弁護士による相談受付票（兼）実績報告書には弁護士個人の住所を記載する欄は設けられておらず、弁護士個人の住所を記載して文書は取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂